	郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家鋪、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ケ迫、字境ノ谷（八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千百二十四番地までの地域に限る。）、字美野尾（五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。）、字竹ノ迫、字崇扱谷及び字楮原の地域に限る。）及び大字北木屋（字前田、字御明園、字椛谷、字下荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。）」を

「

八女市	黒木町田代（字下筒井、字上筒井、字海太郎、字鋤先、字鳥山、字曽底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ケ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字樫ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿躰、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。）、黒木町鹿子生（字作り道、字窪、字鶩ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糯田の地域に限る。）、黒木町土窪（字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ケ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。）、黒木町木屋（字森、字本村、字釘ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字莩扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字楮四郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家鋪、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ケ迫、字境ノ谷（八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千百二十四番地までの地域に限る。）、字美野尾（五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。）、字竹ノ迫、字崇扱谷及び字楮原の地域に限る。）及び黒木町北木屋（字前田、字御明園、字椛谷、字下荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。）

」に改める。

大分県の項中「

宇佐市	大字正覚寺及び大字熊

」を削る。

○厚生労働省告示第九十九号

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号へ(2)中「地域密着型介護福祉施設サービス費」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」に改める。

○厚生労働省告示第百号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表備考中「地域密着型介護福祉施設サービス」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に、「、(2)若しくは(3)」を「若しくは(2)」に、「、b若しくはc」を「若しくはb」に改める。

○厚生労働省告示第百一号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の一の項中「三百二十円」を「三百七十円」に改め、同表の四の項額欄中「三百二十円（」を「三百七十円（」に改める。

表備考五中「地域密着型介護福祉施設サービス」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に、「、(2)若しくは(3)」を「若しくは(2)」に、「、b若しくはc」を「若しくはb」に改める。

○厚生労働省告示第百二号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号から第四号までの号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

○厚生労働省告示第百三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の8のイ(1)(一)を次のように改める。

(一)　単独型短期入所生活介護費(Ⅲ)

a　要介護1	640単位
b　要介護2	707単位
c　要介護3	775単位
d　要介護4	842単位
e　要介護5	907単位

別表の8のイ(2)(一)を次のように改める。

(一)　併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)

a　要介護1	599単位
b　要介護2	666単位
c　要介護3	734単位
d　要介護4	801単位
e　要介護5	866単位